

新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な資金の特例貸付に関するご案内

令和2年3月25日からお住いの区社会福祉協議会が受付窓口となっている「緊急小口資金（特例）」と「総合支援資金（特例）」の内、「緊急小口資金（特例）」の専用受付窓口として、令和2年4月20日（月）に「生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）受付センター」を開設しました。

（貸付には審査があります）

○緊急小口資金（特例）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、一時的に必要な生活費の貸付を実施

生活保護受給世帯または保護申請中の場合は貸付対象外となります。

具体的な内容は[裏面](#)をご覧ください。

広島市内にお住いの方のお問い合わせや貸付のご相談は、まず下記の相談専用ダイヤルへお電話をお願いします。

※ご相談等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則、お電話でお受けいたします。お電話で受け付けた後、借入の要件を満たす方には、借入申込書をご自宅に郵送し、提出も郵送で行っていただきます。

確実に郵便物を届けたいとお考えの方は「簡易書留」で郵送されることをお勧めします。

広島市社会福祉協議会 生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）受付センター

専用電話：080-3898-4474 080-9137-8321

※おかけ間違いのないようにお願いします。

受付期間：令和2年3月25日～令和4年9月30日

受付時間：月～金／9:00～16:00（土曜、日曜、祝日、8月6日、
12月29日～1月3日を除く）

（令和4年8月10日現在）

緊急小口資金（休業された方向け）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、一時的に必要な生活費をお貸しします。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

原則として一世帯につき10万円。ただし、次の場合は一世帯につき20万円

- ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- ② 世帯員に要介護者がいるとき
- ③ 世帯員が4人以上いるとき
- ④ 世帯員にア又はイの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
イ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある小学校等に通う子
- ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

生活保護受給世帯または保護申請中の場合は貸付対象外となります。

自己破産手続き中の場合は貸付対象外となります。

■据置期間

令和5年12月末まで（令和4年4月以降新規申請分）

※ 令和4年12月末以前に償還時期が到来する貸付に関しては、令和4年12月末まで延長

■償還期限

据置期間経過後2年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 今回の特例貸付では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮することとなっています。